

平成21年3月18日

各 位

会 社 名：ナカイ株式会社
代表者名：代表取締役社長 中飯 純子
（コード：9864 上場取引所 大阪第二部）
問合せ先：取締役管理部長 仁木 稔
（TEL：088-655-0001）

アクサス株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

アクサス株式会社は、平成21年2月16日（月曜日）、当社株式に対する公開買付けの開始を決議し、平成21年2月17日（火曜日）から実施しておりましたが、当該公開買付けが平成21年3月17日（火曜日）をもって終了し、その結果について、同社より別紙のとおり発表を行う旨の報告を受けましたので、お知らせいたします。

以 上

[別紙]

平成 21 年 3 月 18 日

各 位

会 社 名 : アクサス株式会社
代表者名 : 代表取締役 久岡 卓司
問合せ先 : 経営管理部 片岡 孝博
(TEL : 088-652-5536)

ナカイ株式会社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

当社（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 21 年 2 月 16 日（月曜日）、ナカイ株式会社（コード番号 : 9864 大阪証券取引所市場第二部、以下「対象者」といいます。）の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の開始を決議し、平成 21 年 2 月 17 日（火曜日）から実施していましたが、本公開買付けが平成 21 年 3 月 17 日（火曜日）をもって終了いたしましたので、下記のとおり本公開買付けの結果についてお知らせいたします。

記

1. 公開買付けの概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

アクサス株式会社
徳島県徳島市山城西四丁目 2 番地

(2) 対象者の名称

ナカイ株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	①株式に換算した買付予定数	②株式に換算した買付予定の下限	③株式に換算した買付予定の上限
株券	7,800,000 株	7,800,000 株	一株
新株予約権証券	一株	一株	一株
新株予約権付社債券	一株	一株	一株
株券等信託受益証券	一株	一株	一株
株券等預託証券	一株	一株	一株
合計	7,800,000 株	7,800,000 株	一株

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限である 7,800,000 株に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。したがって、本公開買付けにおける公開買付者が取得する株券等の数の最大の数は、対象者の平成 21 年 2 月 13 日提出の第 51 期第 3 四半期報告書に記載された平成 20 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数 (11,856,000 株) から、対象者の上記第 3 四半期報告書に記載された対象者の保有する自己株式 (157,000 株) を控除した株式数 (11,699,000 株) です。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株

式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 公開買付期間

平成21年2月17日（火曜日）から平成21年3月17日（火曜日）まで（21営業日）

(6) 買付け等の価格 1株につき金32円

2. 買付け等の結果

(1) 応募の状況

株券等の種類	株式に換算した買付予定数	株式に換算した買付予定の下限	株式に換算した買付予定の上限	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	7,800,000株	7,800,000株	—株	10,080,085株	10,080,085株
新株予約権証券	—株	—株	—株	—株	—株
新株予約権付社債券	—株	—株	—株	—株	—株
株券等信託受益証券	—株	—株	—株	—株	—株
株券等預託証券	—株	—株	—株	—株	—株
合計	7,800,000株	7,800,000株	—株	10,080,085株	10,080,085株

(2) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定の下限（7,800,000株）に満たないときは、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の総数

（10,080,085株）が買付予定の下限以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(3) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	—個	(買付け等前における株券等所有割合—%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	—個	(買付け等前における株券等所有割合—%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	10,080個	(買付け等後における株券等所有割合86.16%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	—個	(買付け等後における株券等所有割合—%)
対象者の総株主等の議決権の数	11,588個	

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の平成21年2月13日提出の第51期第3四半期報告書に記載された平成20年12月31日現在の総株主等の議決権の数です。ただし、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の上記第3四半期報告書に記載された総株主の議決権の数11,588個に、対象者の上記第3四半期報告書に記載された単元未満株式（107,000株）に係る議決権の数である107個及び株式会社証券保管振替機構名義の株式（4,000株）に係る議決権の数である4個を加算し、「対象者の総株主等の議決権の数」を11,699個として計算しています。

(注2) 「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(4) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(5) 買付け等に要する資金
322,562 千円

(6) 決済の方法及び開始日

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
新光証券株式会社 東京都中央区八重洲二丁目4番1号

② 決済の開始日
平成21年3月24日(火曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送致します。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、応募受付けをした公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

(7) 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

アクサス株式会社 徳島県徳島市山城西四丁目2番地
株式会社大阪証券取引所 大阪市中央区北浜一丁目8番16号

3. 公開買付後の方針及び今後の見通し

公開買付者は、本公開買付けで対象者の自己株式を除いた全株式を取得できなかったことから、以下の方法により、対象者を100%子会社化することを計画しております。

具体的には、公開買付者は、①普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うこと、及び③対象者の当該株式の全部取得と引換えに別個の対象者株式を交付することを付議議案に含む株主総会の開催を対象者に要請する予定です。

上記各手続きが実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式（自己株式を除く。）は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得され、対象者の株主には当該取得の対価として別個の対象者株式が交付されることとなりますが、対象者の株主で交付されるべき当該対象者株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続きに従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の売却の結果当該株主に交付される金銭の額については、本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定です。

また、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は本日現在未定であります。対象者が公開買付者の完全子会社となるよう、本公開買付けに応募されなかった公開買付者以外の対象者の株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する予定です。

上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、(1)少数株主の権利保護を目的として会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(2)同様の趣旨に基づき、全部取得条項が付された株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続き等に関しては株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

なお、対象者株式は、株式会社大阪証券取引所に上場しておりますが、公開買付者は、前述の方法に従い、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを予定しておりますので、その場合には対象者株式は大阪証券取引所市場第二部の株券上場廃止基準に従い、上場廃止になります。上場廃止後は、対象者株式を株式会社大阪証券取引所において取引することができません。また、完全子会社化手続きが行われる場合、対象者の全部取得条項が付された普通株式の取得対価として交付されることとなる別個の種類の対象者株式の上場申請は行われたい予定です。

今後の具体的手続につきましては、決定次第速やかに公表してまいります。

以 上